

◎新潟県告示第462号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和2年4月10日

新潟県新潟地域振興局長

1 保安林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町三方字島向堰上甲1483、甲1484

2 指定の目的

なだれの危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市長村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）